



## 公式通達

# 2023年米マサチューセッツ州ボストン国際大会

以下の国際会則及び付則改正案が  
2023年国際大会において提出され、代議員による票決の対象となります。

**第1項：**第三副会長の資格要件から最低地区要件を削除する決議案。この要件が削除されると、有資格の候補者は、他のすべての資格要件が満たされていれば、どの地区からであっても立候補できるようになる。(この付則改正案の可決には過半数の賛成票が必要)

下記の改正案を承認すべきか？

国際付則第2条2項(a)(3)を全文削除し、続くすべての項番を適宜繰り上げる。

**第2項：**国際理事の資格要件から最低地区要件を削除する決議案。この要件が削除されると、有資格の候補者は、他のすべての資格要件が満たされていれば、移行地区や暫定地区を含むどの地区からであっても立候補できるようになる。(この付則改正案の可決には過半数の賛成票が必要)

下記の改正案を承認すべきか？

国際付則第2条3項(c)を全文削除し、続くすべての項番を適宜繰り上げる。

**第3項：**国際協会が提供するいずれかの割引プログラムの結果として会費の割引を受ける会員のために、別個の会員種別を設ける。新しい会員種別を設けると、地区大会や、複合地区大会、国際大会におけるクラブの代議員総数を、割引会費を支払っている会員の数によって増やすことができなくなる。

(この付則改正案の可決には過半数の賛成票が必要)

下記の改正案を承認すべきか？

国際付則第11条7項を改正し、「準会員、」と「名誉会員」の間に「割引会員、」を含め、これを2024年1月1日から適用する。

**第4項：**地区役員の仕事を見直す決議案。仕事を改訂することで、今後の会員増強と指導力育成への注力に沿ったものとなる。(この付則改正案の可決には過半数の賛成票が必要)

下記の改正案を承認すべきか？

国際付則第10条2項(a)の既存の文言を全文削除し、以下と差し替える。

本協会の国際役員として、又国際理事会の全般的監督のもとに、所属地区において国際協会を代表する。さらに、地区における最高運営責任者として、地区キャビネット

を直接指導監督する。具体的な任務は次のとおりである。

- (1) 地区における会員増加につながるよう、本協会の目的を推進する。
- (2) 地区レベルのグローバル・アクション・チームを監督すると共に、他の地区役員に対し、会員増強及び新クラブ結成を積極的に支援するよう働きかける。
- (3) 以下の分野における各地区目標の達成に焦点を当て、それに向けて取り組むための現行の地区行動計画を監督する。
  - a. 新クラブを結成する。
  - b. 会員純増を達成する。
  - c. 効果的なクラブ運営を徹底する。
  - d. クラブレベルと地区レベルでリーダー育成と技能開発を提供する。
  - e. 有意義な人道支援奉仕を実施し報告するよう各クラブに奨励する。
  - f. ライオンズクラブ国際財団を支援・推進し、ライオンズクラブ国際財団へのクラブと会員による寄付を奨励する。
- (4) 標準版地区付則に定められる通りに地区の運営管理を監督する。
- (5) 各クラブが、国際会則及び付則に従って運営し、会員維持率を向上するアクティビティを支援し、協会におけるグッドスタンディングを保つよう、指導する。
- (6) 地区大会、キャビネット会議及び地区のその他会議に出席した場合には、その議長を務める。
- (7) 国際理事会が要請するその他任務を遂行する。

さらに、国際付則第 10 条 2 項(b)の既存の文言を全文削除し、以下と差し替える。

第一副地区ガバナーは、地区ガバナーの指導監督のもとに、地区ガバナーの最高運営補佐役を務める。具体的な任務は次のとおりである。

- (1) 地区における会員増加につながるよう、本協会の目的を推進する。
- (2) 現行の地区行動計画の成功に向けて積極的に努力する。
- (3) 地区ガバナー及び第二副地区ガバナーとともに、地区の強みと弱みを確認した上で、地区目標の達成に焦点を当てそれに向けて取り組むための、進行中の地区計画をさらに調整・推敲する。
- (4) 翌年度、地区目標を達成するための行動計画を策定・実施できるよう、極めて優れたチームを特定して備える。
- (5) クラブ役員と密接に協力して未来の地区役員を特定する。
- (6) 地区ガバナーによって、または国際理事会が定めた方針によって課される職務やその他の指示を遂行する。
- (7) 地区ガバナーの要請に従って、適宜地区委員会を監督する。
- (8) すべてのキャビネット会議に積極的に参加し、地区ガバナー不在の際には、すべての会議において議長を務める。
- (9) 必要に応じてガバナー協議会会議に参加する。
- (10) 地区予算作成に協力する。

さらに、国際付則第 10 条 2 項(c)の既存の文言を全文削除し、以下と差し替える。

第二副地区ガバナーは、地区ガバナーの指導監督のもとにある。具体的な任務は次のとおりである。

- (1) 地区における会員増加につながるよう、本協会の目的を推進する。

- (2) 現行の地区行動計画の成功に向けて積極的に努力する。
- (3) 地区ガバナーの指示のもと、リジョン及びゾーン・チェアパーソンと地区との橋渡し役を務め、クラブの健康を支えるためリジョン／ゾーン運営を成功させられるよう努力する。
- (4) クラブの発展をサポートする情報資料に精通する。
- (5) 地区ガバナーの職に備える。
- (6) 地区ガバナーによって、または国際理事会が定めた方針によって課される職務やその他の指示を遂行する。
- (7) 地区ガバナーの要請に従って、適宜地区委員会を監督する。
- (8) すべてのキャビネット会議に積極的に参加し、地区ガバナー及び第一副地区ガバナー不在の際には、すべての会議において議長を務める。
- (9) 地区予算作成に協力する。

さらに、国際付則第10条2項(d)の既存の文言を全文削除し、以下と差し替える。

リジョン・チェアパーソン職が活用された場合には、地区ガバナーの指導監督のもとに、リジョンの最高運営責任者となる。具体的な任務は次のとおりである。

- (1) 地区における会員増加につながるよう、本協会の目的を推進する。
- (2) 現行の地区行動計画の成功に向けて積極的に努力し、クラブとゾーンの参加を促す。
- (3) リジョン内のゾーン・チェアパーソンの活動並びに地区ガバナーより割り当てられる地区委員長の活動を監督する。
- (4) クラブの強みと弱みを特定し、増強と、リーダーシップの向上と、有意義な奉仕を促すことで、クラブの健康を支える。
- (5) 地区の運営に精通し、次の役職に進

むために必要なリーダーシップ技能を磨く。

- (6) 地区役員によって、または国際理事会が定めた方針によって要請される職務や指示を遂行する。

さらに、国際付則第10条2項(e)の既存の文言を全文削除し、以下と差し替える。

地区ガバナー及び（又は）リジョン・チェアパーソンの指導監督のもとに、ゾーンの最高運営責任者を務める。具体的な任務は次のとおりである。

- (1) 地区における会員増加につながるよう、本協会の目的を推進する。
- (2) 現行の地区行動計画の成功に向けて積極的に努力し、クラブの参加を促す。
- (3) ゾーン内における地区ガバナー諮問委員会委員長を務め、同委員長として同委員会の定例会議を招集する。
- (4) クラブの強みと弱みを特定し、増強と、リーダーシップの向上と、有意義な奉仕を促すことで、クラブの健康を確かなものとする。
- (5) 地区の運営に精通し、次の役職に進むために必要なリーダーシップ技能を磨く。
- (6) 地区役員マニュアル及びその他を通して国際理事会が要求するその他の任務を遂行する。